

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実にされるよう意識啓発を行った。	第1回教員会議（4/25）において「令和6年度いじめ防止等基本計画」について共通理解及び意識啓発を図った。	引き続き、教員会議やいじめ防止研修会、いじめ防止週間等において、定期的な周知・意識啓発を図る。	継続実施
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	R6年度よりいじめ対策委員会を「本会」と「事案対処チーム」に分け、校長の指揮のもと対応にあたり、事実確認内容や検討内容については随時共有を図っている。	引き続き、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。	継続実施
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和7年3月6日（木）木更津市教育委員会より講師を招き「学校がいじめ対応について」のテーマで講演会を実施した。	引き続き、教職員を対象とした研修を年1回以上実施する。	継続実施
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	第1回教員会議（4/25）において「令和6年度いじめ防止等基本計画」について共通理解及び意識啓発を図った。	引き続き、いじめ防止週間等において、定期的な周知・意識啓発を図る。	継続実施
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	第1回教員会議（4/25）において「令和6年度いじめ防止等基本計画」について共通理解及び意識啓発を図った。	引き続き、会議等において周知を行う。	継続実施
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	全学生を対象とする担任面談や、本部事務連絡（いじめガイドラインの改正等）の共有、前期いじめ防止週間（6/18～6/25）、後期いじめ防止週間（11/19～11/21）時に周知を行っている。	引き続き、教職員向け研修や通知等において周知徹底を図る。	継続実施
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知するとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	本校いじめ防止等基本計画にいじめ対策委員会の役割を定め、教員会議（4/25開催）において周知を行った。	引き続き、いじめ防止週間等において、定期的な周知・意識啓発を図る。	継続実施
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	校長へ報告の後、学生主事により事案対処チームチャット（Teams）を立上げ、情報共有等を行っている。	引き続き実施する。	継続実施
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	学生委員会において年度末に検証を行い、改正案についていじめ対策委員会で承認を得ている。	引き続き実施する。	継続実施
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを年4回実施し、いじめ対策委員会および運営協議会への報告を行い、各学科へ共有を図っている。	引き続き実施する。	継続実施
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	学生の意向にも配慮を行いながら、情報共有を行っている。	引き続き、カウンセラー等との連携体制を維持する。	継続実施
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	「学生生活に関するアンケート」と題し、年2回の調査を行い、校友会による「いじめ防止短歌コンテスト」を企画し、学生自身による啓発活動を行っている。また、特に新入生に対して、新入生オリエンテーションの中で学生主事から具体的ないじめ事案を取り上げ注意喚起を行っている。学寮では毎年寮生2年生を対象に、主事補による講話、寮生によるグループ討議・発表を行い、いじめの未然防止に向けた啓蒙活動を行っている。	引き続き、アンケートや学生企画等により、学生自身での気づきや相談体制の周知を図る。	継続実施
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	「学校生活における人間関係に関するアンケート」内にいじめの行為を示し、気づきを促している。また、年4回発行の学生委員会だよりの中で、いじめの具体的事例を紹介していじめに対する理解を深める教育を実施している。	引き続き、いじめ防止週間等においてアンケートを定期的に実施する。	継続実施
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	校友会による啓発活動について、アドバイス等を行っている。学寮では、1回/月を目安として点呼後、群長が他学年に対して生活に関する相談会を実施し、寮生同士の良好な関係の構築や相談しやすい環境作りを図っている。	引き続き、校友会中心に、学生自らいじめ問題の防止に取り組むプログラムを実施する。	継続実施
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	学生主事による学生委員会だよりへ、SNSでのトラブルやいじめに関する注意喚起を示し、学生・保護者へ周知を行った。また、学校公式HPで「本校いじめ防止基本計画」や取組状況等を掲載している。	引き続き、学校HP・広報誌等において、取り組みを周知する。	継続実施
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	保護者へ対応する際には、「いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えている。	引き続き、いじめ対策委員会・カウンセラー等と連携して対応にあたる。	継続実施
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会議での報告項目に挙げ、検証対象としている。	本校の取り組みを、スクールロイヤー（毎年）、運営諮問会議（隔年）で報告し、連携・協力体制を図ることとした。	新規・継続実施
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	スクールロイヤーへの相談や、木更津警察署等と連携して対応する体制ができている。	引き続き、外部機関と連携を図り、対応する。	継続実施